

次世代育成支援法に基づく行動計画

社員が働きやすい環境をつくることによって、仕事と家庭を両立させ、すべての社員が生き生きと働き続けられるように、下記のとおり行動計画を策定する。

計画期間

平成28年3月25日～平成30年3月24日までの2年間

内 容

➤ 目標1

育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間の休業制度の実施

＜対策＞

- 平成28年3月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成28年4月1日 会社制度改定
- 平成28年4月～ 制度に関する資料を作成し、説明会を行い社員に周知
制度利用対象者への説明と活用支援

➤ 目標2

子どもの出生時における育児休業取得の促進

＜対策＞

- 平成28年4月 社員へ取得促進の説明
- 平成28年4月～ 制度利用対象者への説明と活用支援
対象者とその上司への面談を実施

➤ 目標3

小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度の導入

＜対策＞

- 平成28年3月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成28年4月1日 会社規程改定
- 平成28年4月～ 制度に関する資料を作成し、説明会を行い社員に周知
制度利用対象者への説明と活用支援

➤ 目標4

年次有給休暇の取得促進

＜対策＞

- 平成28年3月 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成28年4月～ 有給休暇取得計画表の作成や、取得状況把握・報告など
取得促進のための取り組み推進